

令和3年度 事業計画

自 令和 3年4月 1日

至 令和 4年3月31日

1. 総務部

- (1) 会員の品位保持し、その業務及び執務の改善を図るための指導及び連絡に関する事項
- (2) 会長印、その他の会印の管守に関する事項
- (3) 文書の収受、発送及び保存に関する事項
- (4) 会員の入会及び退会その他人事に関する事項
- (5) 協会に対する助言及び役員推せんに関する事項
- (6) 調査士の登録及び調査士法人の届出の事務に関する事項
- (7) 本会及び会員に関する情報の公開に関する事項
- (8) 本会及び会員の保有する個人情報の保護に関する事項
- (9) 会員の業務に関する紛議の調停に関する事
- (10) 非調査士等の排除活動に関する事項
 - ① 法務局長からの委嘱への対応
 - ② 本会へ通告、照会された情報についての適宜対応
- (11) 入会金及び会費の徴収に関する事項
- (12) 予算及び決算に関する事項
- (13) 金銭及び物品の出納に関する事項
- (14) 資産の管理に関する事項
- (15) 業務関係図書及び用品の購入のあっせん、頒布に関する事項
- (16) 会員の福利厚生及び共済に関する事項
- (17) 事務局の組織及び運営に関し必要な事項
- (18) その他の部の所掌に属さない事項
 - ① 日調連、近畿ブロック会、その他友好団体、政治連盟との連絡・協調、その他渉外に関する事項
 - ② 新年祝賀会の開催
 - ③ 不測の災害への準備等
 - ④ 総会、各種会議、理事会の運営
 - ⑤ 各支部との協調・連絡調整
 - ⑥ 諸規則等の整備
 - ⑦ 会員名簿システムの維持管理
 - ⑧ 効率的な会務運営の検討・実施

2. 業務部

- (1) 会員の業務の効率化を目指す事業の実施

- ①インターネット登記情報の利用推進
 - ・京都府下の土木事務所における境界明示申請において、申請地においてもインターネット登記情報を利用できるように要望し、他の部署においても実現を図る。
- ②業務に関するホームページの整理と管理
 - ・掲載中の業務資料に関する更新を確認し、必要に応じた資料整理等を行う。
- ③境界明示申請への対応
 - ・境界明示手続の簡便化を図るための要望活動等を行う。
- (2) オンライン登記申請の利用及び推進
 - ①資格者代理人制度の利便性を周知すると共に、法務局と連携し、推進活動を行う。
- (3) 表示登記研究会の開催
 - ①第1回7月、第2回10月、第3回1月の年3回開催する。
 - ②協議事項のなかで、必要な事柄については会員通知を行う。
 - ③法務局保管の区画整理資料について、情報公開に基づく収集を行い、会員専用ホームページにおいて公開する。
 - ④表示登記研究会議事録を会員専用ホームページにおいて公開する。
- (4) 筆界特定制度に関すること
 - ①任期満了に伴う筆界調査委員候補者の推薦を行う。
 - ②筆界調査委員を対象とする研修会の開催について筆界特定室と協議する。
- (5) 地籍に関すること
 - ①14条地図制作作業実施区域を会員へ通知する。
 - ②14条地図作成完了区域を会員専用ホームページに掲載する。
- (6) 業務・倫理などの各種研修会への協力もしくは開催
 - ①支部研修会への講師派遣依頼に対応する。
 - ②研修部などからの要請に対応する。
- (7) 業務関係印刷物、書籍の充実、購入、整理
 - ①業務に必要な書籍を検討、購入する。

3. 研修部

- (1) 研修会、講演会等の実施
 - ①年次制研修会、新入会員研修会、業務研修会、法学研修会、倫理研修会、土地境界鑑定講座、筆特研修会、その他
 - ②新型コロナウイルス等の感染症防止のため、WEBを使用した研修会の配信、研修ビデオの公開等、三密を避ける開催方法について検証、実施する。
- (2) 年間研修計画を随時更新し公開する
 - ①年度を通して会員のために合理的な研修計画を立て、さらに会員が年間を通じて研修会の参加計画を立てられるように、会員に周知する。

- (3) 会員のための合理的な研修の企画をする
 - ①研修会において、ズーム等の WEB システムを活用し、同時配信を行う。
 - ②北部及び南部の会員が研修会に参加し易いように、早期に会場の予約を行い会場の確保に努める。
 - ③次年度の研修計画を立て、会員のための合理的な研修を立案するため、各部、各委員会と研修計画についての調整を行う。
 - ④研修会開催時のアンケート結果を研修部にて検討し早期に反映するよう努める。
- (4) 安定的な WEB 環境の確立と提供に努める
 - ①研修会開催時の会員からのアンケートを基に、安定的に WEB 研修会が行えるよう努める。
 - ②研修動画をホームページに公開する。
- (5) 土地家屋調査士 CPD の運用を行う
 - ①ホームページによる CPD ポイントの公開を継続して実施する。
 - ②研修会の出欠、遅刻、早退などの時間管理、ポイント管理を可能な限り厳格に実施する。
 - ③ホームページ掲載研修会出席者名簿を随時更新する。
- (6) 研修ライブラリの運営を行う
 - ①研修会をビデオ撮影の上、DVD 化し、順次会員へ貸し出しを行う。
 - ②研修会の動画をホームページ上にて公開する。
- (7) 日調連、近畿ブロック協議会の研修事業への協力を行う
 - ①近畿ブロック研修部会等に参加して意見を述べる。

4. 社会連携部

- (1) 調査士の国民に対する法的サービスの提供の拡充に関する事項
 - ①社会貢献に関する事項
 - ・京都産業大学寄付講座の開催
 - ・府立北桑田高校特別委授業の対応とその実施
 - ・府立林業大学校での講義の実施
 - ・無料相談会の実施と他業種主催相談会への相談員派遣要請
 - ②日本土地家屋調査士会連合会、近畿ブロック協議会の広報活動への協力
 - ・立命館大学寄付講座への講師派遣
- (2) 調査士制度の研究に関する事項
 - ①所有者不明土地・空き家問題対策委員会と連携し、諸問題への対応
 - ②当事業に関係する研修会、研究会への部員派遣及び諸問題に関する研究
 - ③会長又は理事会から付託された事項の調査及び研究
- (3) 広報に関する事項

①外部広報（国民への広報）

- ・土地家屋調査士の役割と存在の認識を高める事業の実施
- ・FM放送αステーションへの出演
- ・広報グッズを使った広報

②内部広報（会員への広報）

③支部広報活動への協力と支援

- (4) 会報の編集及び発行に関する事項
- (5) 情報の収集及び参考図書編集発行に関する事項
 - ・ホームページ等を利用した情報伝達
- (6) 日本司法支援センター（法テラス）に関する事項

5. 会館建設実行委員会

- (1) 建設負担金の徴収（令和3年度入会予定者含む）
- (2) （公益財団）公嘱協会からの賃貸料及び会館維持管理分担金の徴収
- (3) 会館維持管理全般
- (4) 必要な什器・備品の購入
- (5) 会館維持管理に関する補修工事について適切な対応
- (6) 会館維持管理のため専門家による点検

6. ホームページ運営委員会

- (1) 委員会の開催
- (2) 一般向けホームページの更新作業
- (3) 会員専用ページの利活用の推進
- (4) 会員専用ページの登録資料等のダウンロード配布の推進
- (5) 会員専用ページの機能向上の検討
- (6) その他、当会ホームページへの各部及び会員からの要望について対応

7. 支部長会議

- (1) 会議の開催（1回程度予定）
- (2) 各支部間の情報交換、支部合同研修等の協力及び連携
- (3) 本会事業への協力、連携
- (4) 事務所調査マニュアルの使用及び改善
- (5) その他、必要な事項

8. 地域慣習・土地調査委員会

- (1) 委員会の開催
 - ①調査済資料の管理・活用方法等の検討

- (2) 地域慣習の調査、収集等
 - ①調査済資料について、資料を分析・研究し、調査済資料の有用性を高める
 - ②各地域の保管資料(古地図等)調査、資料データ化作業実施の検討
- (3) 地域慣習調査委員会との合併等に向けた合同研修会開催
- (4) 裁判所への鑑定人推薦及び講師推薦
- (5) 図書のおすすめ・購入
- (6) 本会 ADR 委員会との意見交換及び検討会開催
- (7) 他会の鑑定委員会等への協力
- (8) その他、(地所間数取調調査・収集・検証の継続)

9. 京都境界問題解決支援センター

- (1) ADRセンターの運営
 - ①運営委員(調査士運営委員・弁護士運営委員)による委員会の開催
 - ②事前説明・相談・調停の各期日での担当運営委員による補助を実施
- (2) センター研修内容の企画・立案
 - ①センター関与構成員(相談員・調停員・説明員)を対象とした研修の企画、立案
 - ②各部、各委員会が行う研修会への協力
- (3) 他団体及び関係機関との情報交換及び交流
 - ①連合会(他会)、その他の団体が実施する研修会、説明会、意見交換会への参加
 - ②境界問題相談所への相談員の派遣
 - ③京都弁護士会との意見交換会の計画
- (4) センターの活動に関する広報活動
 - ①行政機関・他団体・関係機関へリーフレットを設置依頼
 - ②新聞等の広報媒体に対する広報を実施
 - ③広報の為に講師を派遣
 - ④ホームページの運営
- (5) センター規則・規程等の検討
 - ①規則・規程の検証及び改正
 - ②手数料についての検討

10. 所有者不明土地・空き家問題対策委員会

- (1) 委員会の開催
 - ①各事業の対応協議。
- (2) 各行政の空き家対策事業への対応
 - ①空き家対策協定締結への対応。
 - ②各市町村の空き家対策協議会参画への取組、問題解決への提案。

- ③協議会委員推薦依頼への対応。
- ④各市町村空き家相談会について対応。
- (3)所有者不明土地問題事業への対応
 - ①表題部所有者不明土地解消事業への対応。
- (4)委員会事業に関する研修会、研究会への委員派遣
 - ①事業に関する研修会等に委員を派遣。